

外国人雇用と人権

■技能実習は人権侵害か？

今年(2023年)11月30日に技能実習生の人権問題を審議してきた政府有識者会議の最終報告が出され、実習生を含む外国人労働者の受け入れ制度が変更されます。その発端となった「人権問題」とは、転職の自由が認められない実習制度は事実上「奴隷制度」ではないかと指摘されてきたことです。みなさんはこれについてどう思われるでしょうか？

■転職の自由を奪うことで利益を得る日本の事業者

実習生の転職を制限することにより、他社と競争することなく安い賃金で雇用でき、人材の流出の心配をすることなく過酷な労働条件や雇用環境で働かせることができました。中にはひどい職場に送られる実習生もあり、そこから逃れるためには「逃亡」するほかはなく、それが違法就労や犯罪へ転落する悪循環の入口になっていました。大半の事業者は実習生を大切にしていますが、一部の事業者がこの「盲点」を悪用することで多くの外国人が人としての最低限度の権利を奪われることになりました。今後は適正な外国人雇用の法制度整備に進んでもらいたいと願っています。

■人権とはなにか？

どのような社会や文化においても「人間らしい」生活は理想です。しかし実際には人は千差万別の境遇に生きています。その現実の中で人間らしい生活の基準として「人権」という考えが誕生し、各国の憲法に反映され、人類共通の指標となりました。忘れてはならないのは、よりよい社会のためにはもっと高い理想を掲げて改善を続けることです。ORAの外国人雇用部門会では、既存の人権に対応する適正雇用はもとより、大阪の外食文化だからこそのさらなる「人間らしさ」を追究していきたいと考えています。

株式会社 CONVI(ORA 賛助会員社)

代表取締役 鍋島祥郎 (ORA 外国人雇用推進部門会筆頭業務委員)

【業務内容】国外にわたる有料職業紹介業務(インドネシア)

- 技人国、特定技能、インターンシップ等の在留資格で日本で働きたい人材を紹介します。
- インドネシアへの販路開拓を検討されている事業者の支援を行います。
- 留学生を日本の教育機関に紹介します。
- インドネシア人労働者に対する日本語学習支援、生活支援を行っています。

